

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（抄）	1
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）	9
○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）	10

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（抄）

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量」に改め、同条第二項第二号中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」を「物品の輸入数量」に改め、「飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用麦であつてオーストラリア」を「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用麦」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）及び」をこれらの項ごと」を削り、「（オーストラリア産飼料用麦」を「（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品」に改め、「（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」とを削り、「読み替える」を「、別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中「、飼料用麦を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）」に改める。

第七条の五を次のように改める。

第七条の五 削除

第七条の六第一項第一号中「(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「告示する数量」の下に「(第七項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)」を、「場合」の下に「(平成三十年において、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。))と環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けるもの(次項及び第七条の九において「譲許適用物品」という。))に係る輸入数量との合計数量及び環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。))を除く。以下この項及び第七項において「第一項に係る協定対象外輸入数量」という。))が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。))を加え、同項第二号中「告示する数量」の下に「(第七項において「第二号に係る輸入基準数量」という。))」を、「場合」の下に「(平成三十年において、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の第一項に係る協定対象外輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第七項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。))」を加え、同条第二項中「輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、平成三十年において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量から当該年度中の環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする生きている豚及び豚肉等の輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。))と譲許適用物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量との合計数量並びに環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とする第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受ける豚肉等の輸入数量(環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。))を控除した輸入数量(第七項において「第二項に係る協定対象外輸入数量」という。))があらかじめ財務大臣が告示する数量(第五項において「第二項に係る協定対象外輸入基準数量」という。))を超えた場合に限る。

第七条の六第五項中「第二項に規定する輸入基準数量」を「第二項に係る輸入基準数量又は第二項に係る協定対象外輸入基準数量」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二項に係る協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用するときは、同条第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量」とあるのは「第七条の六第二項に規定する生きている豚及び豚肉等の輸入数量(環太平洋協定の我が国以外の締約国を原産地とするもの(第一号において「締約国産物品」という。))に係る輸入数量を除く。以下この項において同じ。))」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量(締約国産物品である生きている豚及び豚肉等の輸入数量に相当する数量を除く。以下この項において同じ。))」と読み替えるものとする。

第七条の六第七項中「並びに」を「(平成三十年において、当該輸入数量及び第一項に係る協定対象外輸入数量)並びに」に、「輸入数量」を「輸入数量(平成三十年において、当該輸入数量及び第二項に係る協定対象外輸入数量)を」に、「第一項第一号又は第二号に規定するあらかじめ

財務大臣が告示する数量を超えた場合」を「第一号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、当該年度中の第一項に係る協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、当該第一項に係る協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。）」に、「輸入基準数量を超えた場合」を「第二項に係る輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、第二項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）」に改める。

第七条の七第一項中「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）」を削り、「ところにより」の下に「国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）」を加え、同条第四項中「第十二条の二」を「第十二条の四」に改め、「により、」の下に「国及び」を加え、同条第七項中「ところにより」の下に「国」を加え、同条第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 財務大臣は、第四項に基づき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

10 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

第七条の八の見出しを「（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）」に改め、同条第一項を次のように改める。

修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる）と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実行税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の日前における実行税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

第七条の八第二項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉が発動日前において本邦に向けて送り出された物品であることを政令で定めるところにより税関長が認められたもの」を「経済連携協定の規定に基づき、政令で定める修正対象物品」に改め、同条第三項中「生鮮等牛肉又は冷凍牛肉」を「修正対象物品」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 財務大臣は、その年度の初日（政令で定める修正対象物品にあつては、政令で定める日）から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を翌月末日まで、当該年度における当該輸入数量が当該修正対象物品の輸入基準数量を超えた場合には、当該輸入基準数量を超えた修正対象物品についての発動期間を当該発動期間の開始の日の前日までに、それぞれ官報で告示するものとする。
第七条の八に次の一項を加える。

5 政令で定める修正対象物品に係る前項の規定の適用については、同項中「告示する」とあるのは、「告示し、又はインターネットの利用その他の適切な方法により公表する」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第七条の八の次に次の二条を加える。

（環太平洋協定に基づく特定の貨物に係る課税価格が発動基準価格を下回った場合の関税の譲許の修正）

第七条の九 譲許適用物品である関税率法別表第〇一〇一・二九号の二の（二）に掲げる物品のうち、一頭の課税価格が発動基準価格（環太平洋協定に定められた当該物品の発動価格に百分の九十を乗じて得た価格をいう。）を下回るもの（第二号において「譲許修正物品」という。）に課する関税の率は、次に掲げる税率のうち最も低いものとする。

一 この条の規定により関税の譲許を修正する日における実行税率

二 環太平洋協定が譲許修正物品の原産地である国について効力を生ずる日の前日における実行税率

三 環太平洋協定の付録に定められた税率

（経済連携協定に基づく報復関税）

第七条の十 経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

2 財務大臣は、前項に基づき関税の譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し、関税の譲許の適用を停止すべき国及び貨物並びに適用すべき関税の税率について意見を求めることができる。

3 外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長は、前項の規定により財務大臣から意見を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、その求めがあつた日から起算して三十日以内に、書面により意見を述べなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条の二第一項中「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）」を削る。

第八条の六第一項及び第二項中「定められている物品」の下に「で政令で定めるもの」を加える。

第八条の六の次に次の一条を加える。

（環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）

第八条の七 加工又は修繕（政令で定めるものを除く。）のため本邦から環太平洋協定の我が国以外の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関

長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

第九条の二の見出し及び同条第一項中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改め、同条第二項中「オーストラリア協定」を「前項の経済連携協定」に、「前項」を「同項」に改める。

第十二条の二第三項中「ときは、」の下に「経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第四号中「第三項の通知をした場合において、」を削り、「当該通知に係る貨物」を「第一項第三号」に、「第一項第三号」を「同号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 税関長は、その職員に環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四—A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物について第一項第三号の調査をさせようとする場合において、当該調査の対象となる貨物に係る申告の内容その他税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかの把握を困難にするおそれがあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

第十二条の二を第十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（環太平洋協定に基づく調査）

第十二条の五 税関長は、環太平洋協定第四章（繊維及び繊維製品）附属書四—A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に掲げる品目に該当する貨物の輸入に関し、関税法、関稅定率法その他の関税に関する法律に違反する行為があると疑うに足りる事実がある場合において、その事実の確認をするために必要があるときは、環太平洋協定の規定に基づき、その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は税関長がその職員に前項の調査をさせようとする場合について、同条第七項の規定は前項の確認をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国」とあるのは「同項の輸出者又は生産者」と、同条第四項中「当該貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるもの」とあるのは「関税法、関稅定率法その他の関税に関する法律に違反する行為」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の二条を加える。

（更正の請求の特例）

第十二条の二 納税申告（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

（賦課決定の請求）

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その更正の請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

（略）

別表第一の三第○四○二・一○号中「二九・八%及び一キログラムにつき九二円」の下に「（環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日（以下この表において「発効日」という。）以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キログラムにつき一三〇円）」を加え、

「一キログラムにつき九二円」を
「一キログラムにつき九二円
（発効日以後に輸入されるもの
にあつては、二六%及び一
キログラムにつき一三〇円）」
に改め、「二一・三%及び一キログラムにつき九二円」の下に「（発効日

以後に輸入されるものにあつては、二六%及び一キログラムにつき一三〇円）」を加え、同表第○四○二・二一号中「一二三円」及び「一八九円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、三一%及び一キログラムにつき二一〇円）」を、「につき九九円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、二六%及び一キログラムにつき一三〇円）」を加え、同表第○四○二・二九号中「一二三円」及び「一八九円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、三一%及び一キログラムにつき二一〇円）」を、「につき九九円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キログラムにつき一三〇円）」を加える。

別表第一の三第○四○三・九〇号中「九二円」、「一二三円」及び「一八九円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キログラムにつき二〇〇円）」を加える。

別表第一の三第○四○四・一〇号中「九九円」の下に「（発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき二〇〇円）」を、「一三五円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき二〇〇円）」を加える。

別表第一の三第〇四・〇五項中「一七九円」及び「二一〇円」の下に「（発効日以後に輸入されるものにあつては、三六%及び一キログラムにつき二九〇円）」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二の二 附則第十八条の規定 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇号の改正規定（「九九円」の下に「（発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき一二〇円）」を加える部分に限る。）及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日

（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 （略）

- 3 施行日又は環太平洋パートナーシップ協定が署名された日から二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、新特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日における同号に掲げる改正規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇号の規定の適用については、同号中「発効日」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日」とする。

- 2 施行日の属する年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品（政令で定める物品を除く。）にあつては環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日の属する第七条の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（以下この条において「新調整法」という。）第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間（施行日が同項の砂糖年度を区分した期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属

する同項の砂糖年度を区分した期間及び当該期間の翌期間）に係る新調整法第九条第一項第一号二に規定する加糖調製品軽減額及び新調整法第十八条の三第一項に規定する加糖調製品糖平均輸入価格についての新調整法第九条第五項及び第十八条の三第二項において準用する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（第三項及び第四項において「調整法」という。）第六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「その適用期間の初日前三日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行日に定め、遅滞なく」とする。

2 施行日の属する新調整法第二条第九項に規定する砂糖年度（以下この項及び第四項において「砂糖年度」という。）（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第十八条の二第一項に規定する加糖調製品糖調整基準価格及び新調整法第十八条の六第一項に規定する加糖調製品糖調整率についての新調整法第十八条の二第二項及び第十八条の六第三項の規定の適用については、これらの規定中「毎砂糖年度、当該年度の開始前五日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日」とする。

3 施行日の属する調整法第六条第一項の政令で定める期間（施行日が同項の政令で定める期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の政令で定める期間及び当該期間の翌期間）に係る新調整法第十八条の二第一項第二号に規定する加糖調製品糖標準価格についての同条第五項において準用する調整法第六条第二項の規定の適用については、同項中「その適用期間の初日前三日までに」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日に定め、遅滞なく」とする。

4 施行日の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）に係る新調整法第二十五条の二第一項第二号の農林水産大臣が定める額についての同条第二項において準用する調整法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前五日までに定めて」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の属する砂糖年度（施行日が砂糖年度の初日前十四日から当該初日の前日までの間のいずれの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度）については、施行日に定め、遅滞なく」とする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項に次の一号を加える。

五 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の七（環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）に規定する貨物（輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限る。）

第十四条 第一項第四号中「（昭和三十五年法律第三十六号）」を削る。

第十五条の二中「いないもの」の下に「（第十三条第一項第五号に掲げるものを除く。）」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

(還付加算金の計算期間の特例)

第十七条の二 輸入された課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の二(更正の請求の特例)の規定により行う関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に基づく同法第七条の十六第一項又は第三項(更正及び決定)の規定により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正(同法第二十三条(更正の請求)の規定による更正の請求に基づくものを除く。)により納付すべき消費税(当該消費税に係る延滞税を含む。)の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号(イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)」とあるのは、「関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定による更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日」とする。

2 関税法第六条の二第一項第二号(税額の確定の方式)に規定する賦課課税方式が適用される課税物品につき、関税暫定措置法第十二条の三第一項(賦課決定の請求)の請求に基づく関税法第八条第三項(賦課決定)の規定による決定により納付すべき関税の額が減少したことにより国税通則法第三十二条第二項(賦課決定)の規定による決定により納付すべき消費税(当該消費税に係る延滞税を含む。)の額が減少した場合において、当該減少した消費税に係る過納金について同法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときにおける同項第一号(イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)」とあるのは、「関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第十二条の三第一項(賦課決定の請求)の規定による決定の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日」と当該決定があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日」とする。

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)(抄)
(免税等)

第十三条 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの(関税が無税とされている物品については、当該物品に関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。)を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

一 関税率法第十四条第一号から第三号まで、第三号の二(国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品に係る部分に限る。)、第三号の三、第四号、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号又は第十八号(無条件免税)に掲げるもの(同条第十号に掲げる貨物にあつては、消費税法第七条第一項(輸出免税等)又は第八条第一項(輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税)の規定により消費税の免除を受けたものを除く。)

二 関税率法第十五条第一項第二号から第五号の二まで、第九号又は第十号(特定用途免税)に掲げるもの(同号に掲げる貨物にあつては、その用途を勘案して政令で定めるものに限る。)

- 三 関稅定率法第十六條第一項各号（外交官用貨物等の免税）に掲げるもの
- 四 関稅定率法第十七條第一項各号（再輸出免税）に掲げるもの
- 2 専ら本邦と外国との間の旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機その他の政令で定める物品を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。
- 3 次の各号に掲げる課稅物品で当該各号に規定する規定により関稅が免除されるものを保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を除く。）を免除する。
 - 一 関稅定率法第十四條第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの
 - 二 関稅定率法第十五條第一項第一号から第三号の二まで、第五号の二のロ若しくはハ又は第九号に掲げるもの
 - 三 関稅定率法第十六條第一項各号に掲げるもの
 - 四 関稅定率法第十七條第一項第一号又は第四号から第十一号までに掲げるもの
- 4 稅關長は、第一項第四号又は前項第四号の規定により内國消費税を免除する場合において、必要があると認めるときは、その免除に係る内國消費稅額に相当する担保を提供させることができる。
- 5 関稅定率法第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項若しくは第五項の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により免除を受けた内國消費税について準用する。
- 6 関稅定率法第二十條の三（関稅の輕減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により内國消費税の免除を受けた物品について準用する。

○ 関稅暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（輸入數量が輸入基準數量を超えた場合の特別緊急関稅）

第七條の三 平成七年度から平成三十年年度までの各年度において、別表第一の六に掲げる物品について、当該年度中のこれらの物品の輸入數量を同表の各項ごとに合計した輸入數量があらかじめ財務大臣が告示する數量（以下この条及び同表において「輸入基準數量」という。）を超えた場合には、当該各項に掲げる物品のうちその超えることとなつた月の翌々の初日（次項第六号及び第八項において「発動日」という。）から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関稅の率は、関稅定率法第三條（課稅標準及び稅率）の規定又は第二條若しくは第八條の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同法別表に定める稅率（別表第一の三に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率。以下この項において同じ。）及び世界貿易機關を設立するマラケシュ協定附屬書一Aの千九百九十四年の関稅及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附屬する讓許表の第三十八表の日本國の讓許表に定める稅率（第七條の七及び第八條の二において「協定稅率」という。）のうちいずれか低いもの（関稅についての條約の特別の規定及び同法第五條（便益関稅）の規定による便益を受けない國（その一部である地域を含む。）の生産物で輸入されるものにあつては、同法別表に定める稅率。次條第一項において「通常の関稅率」という。）に、別表第一の六に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める稅率を加算した稅率とする。ただし、平成三十年度においては、飼料用表（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲

げる物品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては、当該年度中のこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から当該年度中の当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量（第六項において「協定対象外輸入基準数量」という。）を超えた場合に限る。

255 (略)

6 前二項の規定は、第一項ただし書に規定する協定対象外輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、第四項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる物品の輸入数量（飼料用麦であつてオーストラリアを原産地とするもの（第一号において「オーストラリア産飼料用麦」という。）に係る輸入数量（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）を除く。以下この項において同じ。）をこれらの項ごと」と、同項第一号中「各年の国内消費量」とあるのは「各年の国内消費量（オーストラリア産飼料用麦の輸入数量（一年経過日前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項において同じ。）」と、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」と読み替えるものとする。

7 (略)

8 財務大臣は、別表第一の六に掲げる物品については、当該年度の初日から毎月末までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（平成三十年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、当該年度の初日から毎月末までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から当該年度の初日から毎月末までの当該各項の第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を翌月末までに、当該年度中の同表に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量が当該年度の輸入基準数量を超えた場合（平成三十年度においては、飼料用麦を含む項にあつては、第一項ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）には、当該輸入基準数量を超えた各項に係る物品についての発動日をその超えることとなつた月の翌月末までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)

第七条の五 平成七年度から平成三十年度までの各年度において、関税率法別表第〇二・〇一項に掲げる牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）（以下この条において「生鮮等牛肉」という。）又は同表第〇二・〇二項に掲げる牛の肉（冷凍したものに限る。）（以下この条において「冷凍牛肉」という。）について、それぞれ次の各号に掲げる場合には、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（平成三十年度においては、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したもの

の二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十年において、当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(第七条の八及び第九条の二において「オーストラリア協定」という。)の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの(第七条の八第一項において「オーストラリア原産品」という。)に係る輸入数量及び第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この項及び第三項において「協定対象外輸入数量」という。)が、当該年度の前年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第一号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。)その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。同項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで

二 当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が、当該年度の前年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量(平成三十年において、当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。)に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(第三項において「第二号に係る輸入基準数量」という。)を超えた場合(平成三十年において、当該年度中の協定対象外輸入数量が、当該年度の前年度における協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量(同項において「第二号に係る協定対象外輸入基準数量」という。)を超えた場合に限る。) 当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。同項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

2 第七条の三第七項の規定は、前項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を算出する場合について準用する。

3 財務大臣は、当該年度の初日から毎月末までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量(平成三十年において、各輸入数量及び各協定対象外輸入数量)を翌月末日までに、当該年度中の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量が第一号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年において、当該年度中の協定対象外輸入数量が第一号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)又は第二号に係る輸入基準数量を超えた場合(平成三十年において、当該協定対象外輸入数量が第二号に係る協定対象外輸入基準数量を超えた場合に限る。)には、その旨及び第一号に係る発動日又は第二号に係る発動日をその超えることとなった月の翌月末日までに、それぞれ官報で告示するものとする。

(生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成七年度から平成三十年度までの各年度において、関税率法別表第一〇三・九二号に掲げる豚(生きているものに限る。)(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「生きている豚」という。)並びに同法別表第二〇三・一一号の二、第二〇三・一二号の二、第二〇三・一九号の二、第二〇三・二〇号の二及び第二〇三・二九号の二に掲げる豚の肉、同表第二〇六・三〇号の二の(二)及び第二〇六・四九号の二の(二)に掲げる豚のくず肉、同表第二〇一〇・一一号、第二〇一〇・一二号、第二〇一〇・一九号及び第二〇一〇・九九号の(一)に掲げる豚のくず肉等並びに同表第一六〇二・四一号の(一)及び第一六〇二・四二号の(一)及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げるハム及びベーコン等

(以下この条並びに別表第一の三の二及び第一の八において「豚肉等」という。)について、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、生きている豚及び豚肉等のうち当該各号に定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第八条の二第一項又は第三項の規定にかかわらず、別表第一の三第三〇一〇三・九二号の(1)中「同表第一項第一号」とあるのは「同表第一項第二号」と、同表第〇二〇三・一一号の二の(1)中「同表第二項第一号」とあるのは「同表第二項第二号」と、同表第〇二〇三・一二号の二の(1)中「同表第三項第一号」とあるのは「同表第三項第二号」と、同表第〇二一〇・一一号の(1)中「同表第四項第一号」とあるのは「同表第四項第二号」と読み替えて適用する同表に定める税率とする。

一 当該年度の初日から当該年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期に属する各月の末日までの豚肉等の輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。以下この条において同じ。)が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の当該各月の属する四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、その超えることとなった月の属する四半期の翌四半期の初日(その超えることとなった月が六月、九月又は十二月であるときは、当該超えることとなった月の翌々月の初日。第七項において「第一号に係る発動日」という。)から当該年度の末日まで

二 当該年度中の豚肉等の輸入数量が、当該年度の前年度までの過去三年度における各年度の豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量を超えた場合、当該年度の翌年度の初日(その超えることとなった月が三月であるときは、同年度の五月一日。第七項において「第二号に係る発動日」という。)から同年度の第一四半期の末日まで

2 平成七年度から平成三十年年度までの各年度において、当該年度中の生きている豚及び豚肉等の輸入数量があらかじめ財務大臣が告示する数量(第五項及び第七項において「輸入基準数量」という。)を超えた場合には、生きている豚及び豚肉等のうちその超えることとなった月の翌々月の初日(第四項第一号及び第七項において「第二項に係る発動日」という。)から当該年度の末日までの期間内に輸入されるものに課する関税の率は、第二条又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定にかかわらず、別表第一の八に定める税率とする。

3・4 (略)

5 第七条の三第四項の規定は、第二項に規定する輸入基準数量を算出する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「輸入数量を」とあるのは「輸入数量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量を除く。)」を」と、同項各号中「国内消費量」とあるのは「国内消費量(第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る輸入数量に相当する数量を除く。)」と読み替えるものとする。

6・7 (略)

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

第七条の七 経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。)との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。)による特定の種類の貨物(当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直

接競争する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一・二（略）

2・3（略）

4 経済連携協定の我が国以外の締約国（第十二条の二において「協定締約国」という。）において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置（次項において「我が国以外の締約国の緊急措置」という。）がとられた場合には、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することができる。

5・6（略）

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一・二（略）

8・9（略）

（経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認）

第十二条の二（略）

2（略）

3 税関長は、その職員に第一項第三号の調査をさせようとするときは、協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

4～6（略）